

様式第 1（第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 6 年 9 月 1 8 日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都三鷹市下連雀三丁目 37 番 15 号
三鷹商工会
会 長 酒井 裕央

東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市
市 長 河村 孝

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：五十嵐 健

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①震災【国土強靱化基本法、三鷹市地域防災計画【震災編】、三鷹市防災マップ】

東京都防災会議は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、平成 24 年 4 月に公表した。その後、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化、単身世帯の増加など人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化しているため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、公表した。

三鷹市（以下「当市」という。）では、これらの被害想定及び東京都地域防災計画の内容を踏まえ、「三鷹市地域防災計画【震災編】」を策定している。この計画は、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画（第 13 条）に該当する三鷹市防災都市づくり方針や個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に位置付けられる三鷹市新都市再生ビジョンにより防災都市づくりのイメージを共有し、何を優先しながら事業を進めていくかの共通認識を持ち、市民、事業者及び行政が同じ目標に向かって取り組んでいくことにより、防災施策の一層の推進を図り、災害から市民の命と暮らしを守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現することとしており、同方針やビジョンとの整合を図った計画としている。

この計画の中では、「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」に加え、「大正関東地震」及び「立川断層帯地震」について、それぞれ被害想定を作成しているが、当市では、多摩東部直下地震（マグニチュード 7.3）による被害が最も大きなものと想定しており、発生確率は今後 30 年以内に 70%、市内では最大震度 6 強の地域が広範囲に発生すると想定している。

②風水害【三鷹市地域防災計画【風水害編】・三鷹市浸水ハザードマップ、三鷹市土砂災害ハザードマップ】

東京都内の降水量は、年間に 2 つのピークがあり、1 つは梅雨時期の 6 月に、もう 1 つは秋雨前線や台風の影響の出る 9 月を中心に多く観測されている。また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線、近年では線状降水帯などにより、狭い範囲に数時間にわたって強い雨が降り、1 時間あたり 100 ミリから数百ミリの雨量をもたらす、「集中豪雨」と呼ばれる大雨となることがある。関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、5 月に 0.2 個、6 月に 4 個、7 月に 0.9 個、8 月に 1.1 個、9 月に 0.6 個となっている。

当市では、今日までに発生した台風や集中豪雨、突風や竜巻などによる水害の教訓等、特に市内でも多くの浸水被害が発生した平成 17 年 9 月 4 日に発生した集中豪雨や、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等による近年の都市型水害に関する最新の知見や対策技術等を踏まえ、「三鷹市地域防災計画【風水害編】」を策定している。

市域の特性や課題としては、全体が台地に位置しているものの、市内に流れる河川周辺や雨水が集まりやすい地形になっている箇所などに短時間で集まってくる多量の雨水の量に対して下水道や河川の雨水流下処理機能が追いつかず出水に至るケースが多く、浸水区域の解消が課題となっている。また、大沢地区及び牟礼・井の頭地区の一部では「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」が発生するおそれがあり、土砂災害防止法に基づき令和元年 9 月 26 日付けで東京都から市内 23 箇所（うち市境 2 箇所）において土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けている。

③感染症【三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画】

東京都は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が平成 25 年 4 月に施行され、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が新たに作成されたことを踏まえ、

新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月に新たな「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。

当市においてもこれらの法改正や計画との整合を図りながら、平成26年12月に「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、都行動計画に準じて、市の対策の基本的な方針を定めている。

本計画において想定する感染症は、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスに加え、先般世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症のように感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい未知の感染症を念頭に置いており、これらの感染症の感染拡大は、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：4,544人
- ・小規模事業者数：3,352人
- ・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び集合住宅に隣接する場所に多い傾向があるものの、どの業種も市内全域に分散している。

産業大分類		団体名・項目	三鷹商工会	
			商工業者数	小規模事業者数
A	農	業	14	14
B	漁	業	0	0
C	鉱	業	0	0
D	建	設	442	421
E	製	造	208	180
F	電	気	4	3
G	情	報	153	96
H	運	輸	118	73
I	卸	売	896	499
J	金	融	45	34
K	不	動	851	841
L	学	術	283	235
M	宿	泊	502	302
N	生	活	316	281
O	教	育	155	107
P	医	療	340	148
Q	複	合	24	7
R	サ	ー	193	111
合		計	4,544	3,352

(令和3年経済センサスー活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

(3) これまでの取組

①市の取組

- ・三鷹市地域防災計画の策定
- ・三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・総合防災訓練、総合水防訓練の実施
- ・避難所開設訓練の実施
- ・三鷹市防災マップ、三鷹市浸水ハザードマップ、三鷹市土砂災害ハザードマップの作成
- ・防災備品や食料、医薬品等の備蓄
- ・災害時応援協定の締結
- ・防災行政無線の整備
- ・メール配信サービスの導入
(防災・防犯情報等を広く周知することができる登録制メール配信サービスの導入)

②当会の取組

- ・三鷹商工会安全安心対策委員会の設置

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・三鷹市が実施する防災訓練への協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を、三鷹市、東京都商工会連合会へ報告
- ・防災備品の備蓄（マスク、消毒液を含む）

2 課題

現状では、当会の緊急時の取組については、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、正規・非正規併せて職員が9名いるものの、当市在住者は、職員1名・非正規職員1名のみとなっており、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足していて、会員事業者のBCP策定が進んでいない等といった課題が浮き彫りになっている。

また、アフターコロナにおけるニューノーマルの感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、引き続き予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、今後予測される感染症拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会での役割分担・体制を整理し、市と連携・協力し、以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

- ・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、公式ウェブサイト等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定に

よる実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の課題解決のために専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談会を実施、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

- ・令和６年６月に事業継続計画を作成済である。

③関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・（仮称）三鷹市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市、三師会等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード７、震度５強の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

（２） 発災後の対策

- ・自然災害等の発生時は、安全確保・人命救助が第一である。その点を確認した上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後１時間以内に職員の安否報告を行う。ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、商工会と市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、政府の基本的対処方針や都の要請等を踏まえ、必要な感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず当会職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・当会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに市と情報共有する。被害規模の目安は以下を想定。

【大規模な被害がある】

- ・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

- ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

【被害がある】

- ・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内 0. 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

【ほぼ被害はない】

- ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～：速やかに情報を共有する

発災後～1 週間： 1 日に 1 回以上共有する

2 週間～1 ヶ月： 新たな事象が判明した時点で共有する

1 ヶ月以降： 適時共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙 1 「当市・当会発災時における指示命令系統及び連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動内容を決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、商工会及び市より東京都へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、商工会と市が共有した情報を東京都の指定する方法にて商工会又は市より東京都へ報告する。

④応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、商工会と市で調整を図る。（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

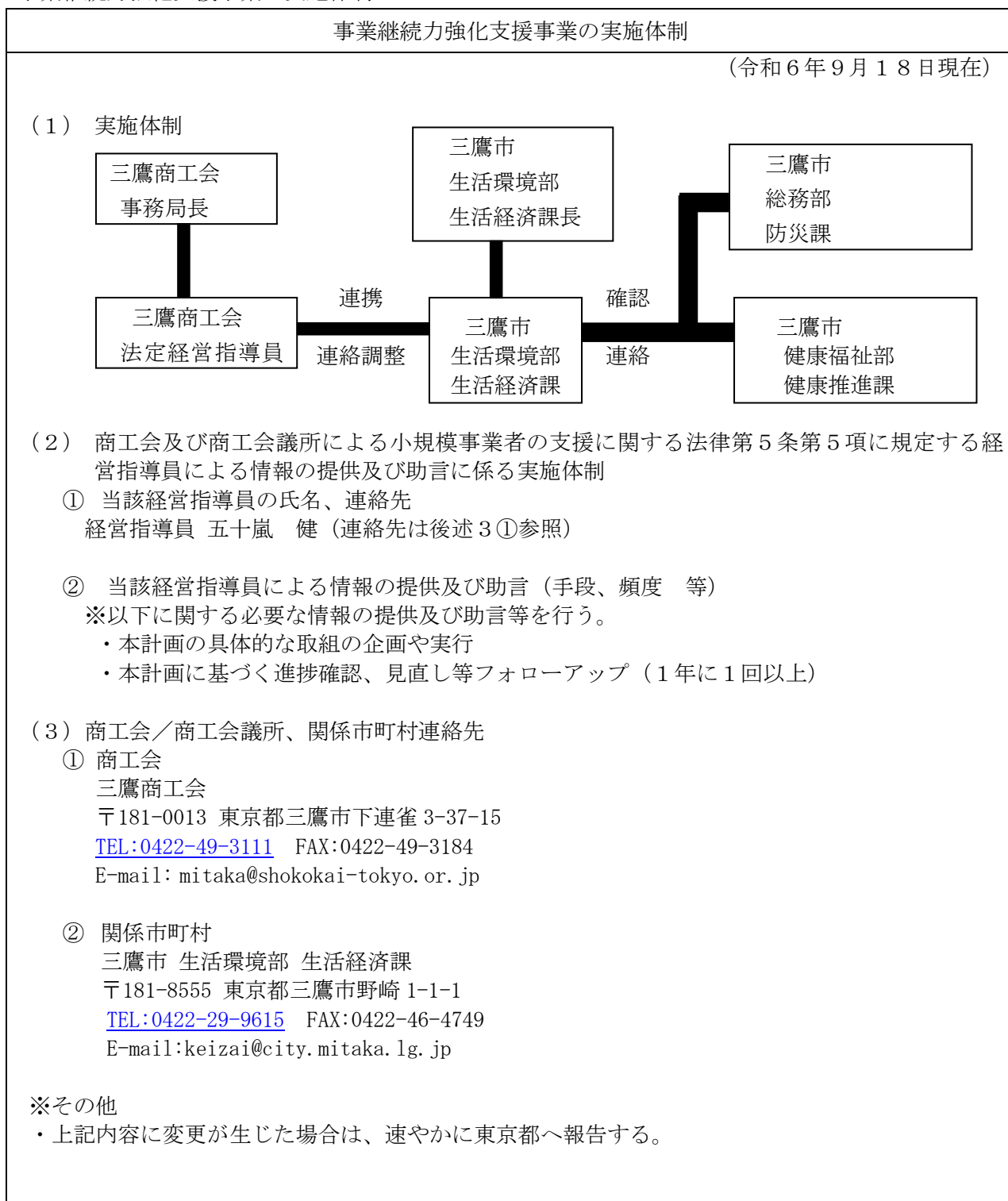
⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・セミナー等開催費	30	30	30	30	30
・協議会等運営費	30	30	30	30	30
・チラシ等作成費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20
・郵送費他事務費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、三鷹市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	